

「石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）」 運營業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止・収束に向けて業務に従事された医療従事者等や、感染防止対策を講じながらサービス継続に努めていただいた介護・障害福祉職員等に対し慰労金を支給するとともに、医療機関・薬局等や介護・障害福祉施設等が実施する感染症防止のための環境整備に対し助成を行う。

事業の実施にあたり、相談対応から申請の受付、給付、精算までを一括して効率的に実施できる者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）

(2) 業務内容

「石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）」
運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 委託費用

金 139,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 給付のための原資は契約上限額に含めていない。

3 本プロポーザルへの応募資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 石川県内に事業所を有する民間企業等で委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ⑦ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑨ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑩ 政治団体
- ⑪ 宗教団体

4 募集方法

石川県のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 委託業者選定方法

本プロポーザルの申込みがあった者から提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーション審査を行い、総合的に最も優れた提案をした者を委託候補者とする。

なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

6 説明会

日時：令和2年7月31日（金）

会場：石川県行政庁舎内会議室

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため、説明会に参加される場合は「13 提出先・問合せ先」にメール及び電話で必ず連絡すること。説明会の実施時間・場所はその際に案内する。

※本プロポーザルに申込み予定の場合で、説明会に参加しない場合も「13 提出先・問合せ先」にメール及び電話で必ず連絡すること。

7 委託業務に関する質問

(1) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより石川県健康福祉部厚生政策課（以下、全ての書類の提出先とする。）質問書（様式2）を令和2年8月3日（月）正午（必着）までに提出すること。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、原則として、令和2年8月4日（火）までに、参加申込書の提出者全てに電子メールで通知する。

(2) 到達確認

質問書を提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

8 審査参加申込書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申込み者は、持参又は郵送により、次に掲げる書類を令和2年8月5日（水）17時（必着）までに提出すること。

- (1) 業務委託プロポーザル審査参加申込書（様式1） 1部
- (2) 企画提案書等（いずれも様式任意） 正本1部、副本8部

① 企画提案書

【提案書に盛り込むべき内容】

ア 仕様書の内容を踏まえた具体的な運用体制（必須）

（例）事務局の場所・広さ、必要な備品・設備、事務局内のレイアウト、組織図、ライン別及び月別の人員配置計画、事務局内で実施する感染予防対策、個人情報漏洩対策・セキュリティ対策 など

イ 実効性のある業務スケジュール（必須）

ウ 仕様書「4(1)イ」に記載する「事業案内」の提案（提出は任意）

医療・介護・障害のうち、いずれか1つの分野の事業案内のラフ案等

エ 仕様書「4(11)」に記載する「事務マニュアル」の提案（提出は任意）

医療・介護・障害のうち、いずれか1つの分野の事務マニュアルのラフ案等

オ その他、業務の効率化や経費節減等に資する独自提案（提出は任意）

② 経費見積書（必須）

※2(4)の金額の範囲内で作成すること。

③ 会社概要（必須）

④ 業務実績（類似事業の受注実績が分かる資料）（必須）

(3) 留意事項

① 郵送の場合は、封筒に「石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）企画提案書在中」と朱書きすること。

② 提出書類は、すべてA4判（A3判三つ折り可）とすること。

③ 再委託先がある場合は、(1)①の企画提案書に、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

④ 提出書類は返却しない。

⑤ 期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

9 審査方法等

(1) 審査会の実施

・実施日 令和2年8月7日（金）

（留意事項）

① 1者あたりの時間は、20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）とする。

② 説明は印刷した企画提案書に基づいて実施すること。

③ 審査会の時間・場所、プレゼンテーションのための企画提案書の必要部数などは、別途、連絡する。

(2) 審査基準

審査員により、提出された企画提案書等の内容について、次の審査基準に基づくプレゼンテーション審査を総合的に行い、委託候補者を決定する。

評価項目	業務実施体制(個人情報の保護・機密保持、危機管理体制を含む)	必要な人員を確保し、本業務を効率的に実施できる体制が提案されているか。
	類似業務の実績	過去に同様の業務を受注した実績を有しているか。
	経費見積金額	内容に鑑み適正なものとなっているか。
	提案内容の適格性	業務の手順・手法が適当で実現性があるか。
	業務を実施する際の工夫	本業務を実施するに当たり、効率的に実施するための工夫が見られるか。

(3) 委託候補者の決定及び選考結果通知

- ① 審査において総合的に評価し、最も優れた者及び次点者を特定する。
- ② 審査結果（書類選考結果含む）は各提案者に文書をもって通知する。

10 契約締結について

- (1) 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。
※ 企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

11 スケジュール

- (1) 説明会 令和2年7月31日（金）
- (2) 質問書提出期限 令和2年8月3日（月）正午
- (3) 質問回答期限 令和2年8月4日（火）
- (4) 業務委託プロポーザル審査参加申込書提出期限 令和2年8月5日（水）17時
- (5) 企画提案書等提出期限 令和2年8月5日（水）17時
- (6) 審査会 令和2年8月7日（金）
- (7) 審査結果通知 令和2年8月11日（火）以降
- (8) 契約締結 令和2年8月11日（火）以降

12 その他特記事項

- (1) 企画提案書は、各プロポーザル参加者とも1案のみとする。
- (2) 次に掲げる場合については、提案を無効とする。

- ① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった場合
- ② 本プロポーザルに関する条件又は指示事項に違反した場合
- (3) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (4) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとする。

13 提出先・問合せ先

石川県健康福祉部厚生政策課

担 当：課参事兼課長補佐 蟹由、専門員 坂本

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

電 話：076-225-1414（平日の9時～17時45分まで）

F A X：076-225-1409

E-mail：kousei@pref.ishikawa.lg.jp